

①「募集要項」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	5	第2	7			事業概要	開示資料のストマネ関連資料で資産リスト（東部浄化センター・芝中ポンプ場）.xbdがございすが、芝中ポンプ場D棟の情報が記載されておりませんので、追加の開示をお願い致します。	開示資料において提示します。
2	5	第2	7			その他関連資料	募集要項、要求水準書（案）、優先交渉権者選定基準、建設工事請負契約書（案）以外の「その他の関連資料」は別途提示されるのでしょうか。	「その他の関連資料」は開示資料（DVD等電子媒体）において提示済みです。
3	6	第2	9			事業者の収入	「対価を市が指定する年度当たりの上限額の範囲内で支払うものとする」とありますが、上限額の公表時期をご教示いただけませんか。	「市が指定する年度当たりの上限額」については参加資格審査結果の通知日以降に示す予定です。
4	6	第2	9			事業者の収入	「市が指定する年度当たりの上限額」とありますが、事業者の提案内容を踏まえて、上限額が変更される余地はございすでしょうか。	変更はありません。
5	6	第2	9			事業者の収入	「市が指定する年度当たりの上限額」とありますが、上限額に合わせた事業者の提案内容を、上限額を踏まえていない提案よりも評価するとの考えはございすでしょうか。	提案は、上限額の範囲内とします。
6	6	第2	9			事業者の収入	出来高の10分の9を超えた額については、翌年度繰り越され、前年度繰越分+当該年度の出来高が指定された出来高の10分の9を超えられないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	6	第2	9			事業者の収入	インフレスライド条項は年度ごとに適用いただけるのでしょうか。	基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができます。
8	6	第2	9			事業者の収入	「建設等JVは、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこと。」とありますが、具体的な作業内容についてご提示をお願いいたします。	国の交付金を申請するための一括設計審査（全体設計）の添付資料（設計書、図面、数量表等）の作成や、年度毎の出来高資料の作成等を想定しています。
9	6	第3	2			提案価格の上限額	上限額は予定価格ではなく参考で示されているものなので、入札金額が上限額を超えることを許容されているということでしょうか。	許容されません。
10	6	第3	2			提案価格の上限額	最低制限価格は設けないと記載がございすが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の主旨に反し、過大なダンピングを促す可能性も考えられます。事業者の行う業務品質を一定以上の水準に保ち、本事業の導入効果を貴市にとって最大化するために、最低制限価格の設定をお願いいたします。	工事価格は、提案内容によって大幅に変動することが想定されるため、最低制限価格の設定は考えておりません。
11	6	第3	3			選定スケジュール	提案書の提出後にプレゼンテーション及び質疑応答の機会はございすでしょうか。	提案書の提出後のプレゼンテーション及び質疑応答は、予定していません。
12	6	第3	3			選定スケジュール	質問・意見提出の締切が令和6年7月11日（木曜日）17時となっております。一方、現地見学会が令和6年7月22日（月曜日）～令和6年7月26日（金曜日）の期間で予定されております。現地見学会に参加した上で、新たに質問させて頂きたい事項が発生する事が考えられるため、現地見学会後に質問の機会を設けていただけませんか。	競争的対話を予定していますので、その際に、質問をお受けしたいと思ひます。

①「募集要項」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
13	6	第3	3			選定スケジュール	質問・意見提出締切が令和6年7月11日となっております。現地見学会（7月22日～7月26日）の時に確認したい事項等が発生すると存じますので、2回目の質問・意見提出期間を設けていただけないでしょうか。	No.12の回答をご参照ください。
14	6	第3	3			選定スケジュール	現地見学会は7/22～7/26の間で1回と限定されておりますが、より良い提案実施のため、事業者側の希望がある場合には追加での現地見学会（調査）を許可願います。	ご要望により、検討します。
15	11	第3	5	(3)	ア	<提案書類の提出> (ア) 日時	提案書提出期限は、令和7年1月8日（水）までとなっておりますが、提案書提出受付の開始日が設定されておられません。提案書は、随時受付しているという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	11	第3	5	(3)	イ	提案書類<提出様式>様式I-1（技術提案書表紙）から様式III-2（見積書（別添様式含む））までの各様式	様式I-1-1（事業実施方針及び実施体制・実績 表紙）から様式III-2（見積書（別添様式含む））までの各様式という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	11	第3	5	(3)	ウ	(エ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い	a. 著作権の中に「・・・市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする」とありますが、提案資料には事業者の創意工夫やノウハウ等が含まれるため、使用（公表）する場合には、事前に事業者の確認の上、事業者が承諾した範囲内のみを使用（公表）されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	11	第3	5	(3)	ウ	(エ)a. 著作権	「本事業の事業者選定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、公表前に事業者に公表内容を確認いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	11	第3	5	(3)	ウ	(エ)a. 著作権	(エ)a. 著作権「市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用・・・」とございますが、これは、事業者の承諾は得た上で使用すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	12	第3	5	(3)	ウ	(カ) 契約保証金	(カ)にて契約保証金が定められていますが、契約保証金の算出に用いる建設工事請負契約金額は消費税及び地方消費税額を含んだ金額でしょうか。	ご理解のとおりです。
21	12	第3	5	(3)	ウ	(キ) 保険	「工事を適切に遂行するにあたり、建設工事保険、組立保険または土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険及び労災保険等に参加すること」とあります。建設工事請負契約書(案)にも詳細が示されておりませんので各保険の付保内容は提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。また、火災保険については、昨今の大規模自然災害等により、事業者で加入する場合の保険料が非常に高額になる傾向があるため、貴市の方で付保していただけないでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、市が火災保険を付保することは考えておりません。

①「募集要項」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
22	13	第3	5	(3)	ウ	(ケ)本プロポーザルの中止等	当建設等JVに責がなく、参加者数が1者以下となり本プロポーザルが中止となった場合は、かかった費用は双方協議の上、清算することはできないでしょうか。	本プロポーザルを中止することは考えておりません。
23	13	第3	6	(3)		競争的対話の実施	競争的対話の出席者について、所有資格等の条件や制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	13	第3	6	(3)		競争的対話の実施	競争的対話への出席人数に制限はあるでしょうか。	出席人数は、10名以内を想定しています。
25	13	第3	6	(3)		競争的対話の実施	競争的対話内容の公表については、事業者に公表の要否を確認いただけないでしょうか。	事前に応募者に確認いたします。
26	13	第3	6	(3)		競争的対話の実施	競争的対話の参加人数に制限はあるのでしょうか。	No. 24の回答をご参照ください。
27	13	第3	6	(3)		競争的対話の実施	競争的対話の結果は、終了宣言として公表するとのことですが、公表する内容については事業者側と合意の上決定するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	14	第3	7	(1)		建設工事請負契約の締結	建設JVの施工方式は、甲型JVとなっているが、異業種JVとなることが想定されることから、乙型JVも認めていただけないでしょうか。	乙型JVは認められません。
29	14	第4	1	(1)	①	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	「～市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求められることができるものとする。」とありますが、改善計画の提出及び実施に係る期間は貴市との協議の上決定されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

②「優先交渉権者選定基準」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	第2				図1 審査の進め方	宇部市様が担当される「資格審査」と「基礎審査」では、各応募者間の点数差は生じず、点数差は「総合審査」でのみ生じるという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	6	第2	1	(4)		建設企業の要件	建設工事に係る企業、技術者の施工実績は不問という認識でよろしいでしょうか。	参加資格要件において、ご理解のとおりです。
3	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	設計・建設期間が長期間に渡るため、技術者の確保が難しいことが懸念されます。提案書類に記載した技術者と同等の資格及び実績を有する技術者であれば、契約後でも配置予定技術者を変更することは可能でしょうか。	やむを得ない事情が生じた場合は、市がその事情を検討の上、変更を認めます。
4	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	機械工事において、工場製作期間と現場施工期間を分けて、初めから別の技術者を配置してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	機械工事において、工場製作期間中の監理技術者と現場施工期間中の監理技術者を変更する場合、提案書類において評価対象となるのは、現場施工期間中の監理技術者との理解でよろしいでしょうか。	評価内容に関する事項は回答できません。
6	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	提案における評価対象が現場施工期間中の監理技術者とした場合、現場施工期間中の監理技術者についてのみ「(様式I-4-2)別添1各業務実施体制と業務担当者の実績」を作成すればよろしいでしょうか。	工場製作期間中と現場施工期間中のそれぞれの監理技術者を提案書類に記載してください。
7	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	機械工事の業務実績にはポンプ場施設(マンホールポンプ場を除く)における汚水ポンプ若しくは雨水ポンプ設備に係る製作又は施工実績を踏まえて記述することとありますが、この場合、現場施工期間中の監理技術者については施工実績を記述すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	提案書類における評価対象が工場製作期間中の監理技術者と現場施工期間中の監理技術者の両方とした場合、工場製作期間中の監理技術者と現場施工期間中の監理技術者の両方について「(様式I-4-2)別添1各業務実施体制と業務担当者の実績」を作成する必要がありますでしょうか。	評価内容に関する事項は回答できません。なお、工場製作時と現場施工時に分ける場合は、両方について作成してください。
9	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	(提案書類における評価対象が工場製作期間中の監理技術者と現場施工期間中の監理技術者の両方とした場合、)工場製作期間中の監理技術者には製作実績、現場施工期間中の監理技術者については施工実績を問いますでしょうか。	評価内容に関する事項は回答できません
10	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	「主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。」とありますが、応募資格要件上は配置技術者の実績要件はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## ②「優先交渉権者選定基準」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
11	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	「なお、専門工種（業種）の兼任は不可とする。」とありますが、例えば、配置予定技術者が1級土木施工管理技士と1級建築施工管理技士両方の資格を所有している場合でも、その1名では条件を満足しないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	地元企業が土木工事と建築工事の担当として建設等JV構成員として参加する場合、主任技術者を土木工事、建築工事と各々1名ずつ専任する必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	各工種の主任技術者の実績について、2級資格（2級建築施工管理技士、2級土木施工管理技士等）でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。工事内容等を鑑みて、建設業法に定める資格を有する者としてください。
14	6	第2	1	(4)	イ	配置予定技術者の要件	参加申請から設計・建設着手迄の期間が長い為、参加資格時の配置予定技術者の変更は可能でしょうか。	やむを得ない事情が生じた場合は、市がその事情を検討の上、配置予定技術者の要件をを満たしたうえで、変更を認めます。
15	7	第2	3	(2)	①	審査項目及び配点	表3.1に示すⅠ（配点10点）の1～6及びⅡ（配点60点）の1～10の各項目の配点（内訳）を公表していただけないでしょうか。	公表しないものとします。
16	7	第3	3	(2)	①	審査項目及び配点	「Ⅰ事業実施方針及び実施体制・実績に関する事項」の配点が10点、「Ⅱ設計・建設及び施設能力に関する事項」の配点が60点と記載ございますが、「Ⅰ事業実施方針及び実施体制・実績に関する事項」の6項目、Ⅱ設計・建設及び施設能力に関する事項」の10項目それぞれに対するより詳細な配点をご教示願います。	No.15の回答をご参照ください。
17	8	第2	3	(2)	④	総合評価	全ての応募者の総合評価点が60点未満の場合は、優先交渉権者に選定はなされないということでしょうか。	ご理解のとおりです。

③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	4	2	1	2	1)	(イ) 長期的な維持管理に配慮した施設整備	「長期的な」とありますが、具体的に想定している期間をご教示いただけないでしょうか。	各施設の目標耐用年数程度を想定しています。
2	5	2	2	1		施設概要	放流先に環境基準を提示して頂いていますが、本事業では処理に影響する部分の更新は含まないので、事業者リスクに含まないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	26	3	3	1	4)	適用基準	「・・・設計時点において最新版を用いるものとし・・・改定内容への対応について協議を行うものとする」とありますが、最新版の適用(改定内容への対応)により提案時よりもコスト増加や工期延長が生じる場合には、金額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	協議事項となります。
4	26	3	3	1	2)	業務の範囲	今回雨水ポンプからの汚水吐量が増えた場合の海への影響について、漁業協同組合との協議事項はございますでしょうか。必要な場合は対象となる組合名をご教示願います。	提案内容によりますが、現段階では、協議事項はないものと考えます。
5	28	3	3	2	2)	(イ) 業務の範囲	今回雨水ポンプからの汚水吐量が増えた場合の海への影響について、漁業協同組合との協議事項はございますでしょうか。必要な場合は対象となる組合名をご教示願います。	No. 4の回答をご参照ください。
6	28	3	3	2	2)	(エ) 業務の範囲	施設整備期間中の工事用水について ①東部浄化センター内及び芝中ポンプ場内に場内給水(浄水)管は布設されているでしょうか。 ②布設されている場合、場内給水管から分岐取り出して、工事用水として使用することは可能でしょうか。 ③事業者負担に関して、事業者にて仮設配管(上記の場内給水管からの分岐を含む)及び流量計を設置し、使用量(流量計により算出)に応じて料金を支払うとの理解でよろしいでしょうか。	①布設されております。 ②使用する水量が維持管理に支障のない範囲であれば可能です。 ③ご理解のとおりです。
7	29	3	3	2	2)	(コ) 業務の範囲	令和6年4月4日公表の要求水準書(案)に関する質問等の回答No. 27において、「現時点の工事予定については、募集要項等に示します。」とご回答いただいておりますが、募集要項に記載がございません。現時点の工事予定についてご教示願います。	現在、東部浄化センター内の工事として、東部浄化センター反応タンク及び最終沈殿池撤去工事(R6. 8~R8. 1. 30)、東部浄化センター電気設備工事(R6. 7. 16~R7. 2. 28)がございました。今後、工期の変更が生じる可能性もございました。
8	29	3	3	2	2)	(ク) 業務の範囲	その他工事との調整とありますが、現状想定されているその他工事をご教示願います。	No. 7の回答をご参照ください。
9	29	3	3	2	3)	現場代理人等	製作期間の技術者については、専門工種の兼任が可能という認識でよろしいでしょうか。	専門工種の兼任は不可とします。
10	29	3	3	2	3)	現場代理人等	要求水準書(案)に関する質問書回答No. 31において、「全ての工種において現場着手が行われていない設計業務期間は、専任は要しない」との回答がありますが、設計期間中は土建機電の監理技術者、及び現場代理人は配置していないこととなりますので、コリンズ上では現場代理人、監理技術者不在での登録になるという理解でよろしいでしょうか。	契約期間中の調整窓口として、現場代理人(代表企業)の配置は必要です。

### ③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
11	29	3	3	2	3)	現場代理人等	現場代理人と監理技術者は兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	29	3	3	2	3)	現場代理人等	機械工事、電気工事について、工場製作期間と現場施工期間で別々の監理技術者の配置が認められるとの理解で宜しいでしょうか。 また、工場製作期間の監理技術者については、専任及び現場常駐でなくても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	29	3	3	2	3)	現場代理人等	本事業期間が最大7年と長期にわたるため、現場代理人、監理技術者の事業途中での変更を認めていただけないでしょうか。	やむを得ない事情が生じた場合は、市がその事情を検討の上、配置予定技術者の要件を満たしたうえで、変更を認めます
14	37	3	4			契約不適合及び保証	事業者が負うとされている保証責任は契約不適合責任に含まれてしまうことが考えられるが、どういう場合にどちらを適用するか、その区分について、ご教示いただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載しているとおりです。
15	37	3	4		2)	保証	本事業で改築、更新、新設した施設及び設備が保証(引渡し後、土木・建築施設2年、機械・電気設備1年)の対象であり、既設流用(継続使用する既存の)施設及び設備については、保証の対象外との理解でよろしいでしょうか。	既設流用施設及び設備において、本事業で新規に改築、更新、新設等を実施した部分及び今回工事に伴い既設設備に影響を与えたと判断される部分については保証の対象と考えます。
16	38	3	4	3	2)	保証期間	「保証期間中の設備の点検調査費は事業者の負担」とありますが、点検調査は、引渡し後、土木・建築施設は2年以内、機械・電気設備は1年以内に貴市から性能未達の可能性がある旨の指摘(連絡)を受けた場合に、事業者の負担にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業者側自らの点検調査もお願いいたします。
17	38	3	4	4		その他	「原則として、施設の部分引渡しは行わない。」とありますが、「事業者提案の内容によっては、施設の部分引渡しを行う。」との理解でよろしいでしょうか。	提案内容により、協議事項とします。
18	38	3	4	4		その他	貴市が「原則として、施設の部分引渡しは行わない。」とする理由を、ご教示いただけないでしょうか。	本事業対象工事のほとんどが相互に関連性のあるものであり、すべての施設の運転によりその機能が確認できるものであるため、原則、部分引渡しを行わないものとしています。
19	38	3	4	4		その他	「原則として、施設の部分引渡しは行わない。」とありますが、少なくとも工事期間中に供用が開始される分水施設・越流堰は部分引渡ししが認められるという理解でよろしいでしょうか。	No. 17の回答を参照してください。
20	38	3	4	4		その他	原則として、施設の部分引渡しは行わない。とあります。本工事においては、新設設備を築造後切替えを行う必要がございます。合流・分流汚水ポンプ棟や雨水吐越流堰等、切替えが終了した時期から引渡しが必要になると考えています。原則外の適用をして頂けると理解してよろしいでしょうか。	No. 17の回答を参照してください。
21	40	4	1	3		芝中ポンプ場の計画雨水量及び排水能力	図4.3の【増設・改築(将来)】における設備の増設及び改築(A・B棟)、【全体計画(将来)】における設備の増設・改築(新A・新B棟)及び廃止(撤去)(A・B棟)については、本事業の範囲外であり、将来貴市において実施する計画との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 現時点での将来計画となります。

③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
22	40	4	1	3		芝中ポンプ場の計画雨水量及び排水能力	図 4.3 芝中ポンプ場の雨水ポンプ能力（既設・今回・将来計画）の【増設・改築（将来）】の計画時期についてご教示願います。未確定の場合、30年以上先のようなご回答でお願い致します。	未定です。
23	40	4	1	3		芝中ポンプ場の計画雨水量及び排水能力	図 4.3 芝中ポンプ場の雨水ポンプ能力（既設・今回・将来計画）の【全体計画（将来）】について、工事計画順として、最初に新B棟を建設し、その後新A棟を建設する順に計画されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 現時点での将来計画となります。
24	40	4	1	3		芝中ポンプ場の計画雨水量及び排水能力	図 4.3 芝中ポンプ場の雨水ポンプ能力（既設・今回・将来計画）の新B棟建設計画時期についてご教示願います。未確定の場合、30年以上先のようなご回答でお願い致します。	未定です。
25	40	4	1	3		芝中ポンプ場の計画雨水量及び排水能力	図 4.3 芝中ポンプ場の雨水ポンプ能力（既設・今回・将来計画）の新B棟建設時に、本事業で建設する電気棟は撤去する計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 現時点での将来計画となります。
26	42	4	2	1		本施設として確保すべき機能	既存電気設備の撤去に関して、C棟及びD棟については配線類の撤去及び離線処理を行うと記載がございます。配線類には、ケーブルや電線が該当し、配管やケーブルラックなどは含まないという理解でよろしいでしょうか。また、将来のC棟及びD棟取り壊しの際に配線類が障害にならないように離線処理のみを実施して、配線類の残置は認められるという認識でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、ケーブルや配線類についてはすべて撤去対象です。その他電気材料については残置とします。
27	42	4	2	1		本施設として確保すべき機能	合流・分流汚水ポンプ棟及び電気棟の建築基準法上の用途の区分はその他（08990）、消防法上の防火対象物は15項と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	42	4	2	1		本施設として確保すべき機能	分流汚水幹線（新設）の対象施設は、「第70-A工区 芝中ポンプ場PPP/PFI発注支援業務委託（分流汚水幹線雨天時増水対策検討書）令和6年2月」P11【芝中ポンプ場再構築後の運転方法（案3）】を行うために必要な同資料P27に記載のS-5特殊人孔も対象という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	42	4	2	1		本施設として確保すべき機能	「第70-A工区 芝中ポンプ場PPP/PFI発注支援業務委託（分流汚水幹線雨天時増水対策検討書）令和6年2月」P11【芝中ポンプ場再構築後の運転方法（案3）】によると、雨天時増水時の八王子・草江系統の雨天時汚水は、東部浄化センターへ流入する汚水量以上を幸町交差点から芝中ポンプ場区間のφ1650を経由して流入させるものとなっています。既設管φ1650は上記運用をする上で健全なものという認識でよろしいでしょうか。既設管調査により健全でない場合は本事業で改築等を行うものとして、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	既設管φ1650は劣化調査未実施ですが、不具合等がないものとして計画しています。後段については、提案内容等によりませんが、協議により設計変更の対象と考えます。
30	42	4	2	1		表4.5対象施設	芝中ポンプ場に電気棟を新設するにあたり、別紙3 維持管理車両動線及び工事車両出入口（芝中ポンプ場）からおおよそは読み取れますが、明確にしたいため使用可能な用地および敷地境界を示した図（可能であればCADデータ）をご提示願います。	地積測量図を開示資料において提示します。

### ③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
31	43	4	2	1		表4.6管渠施設の設計概要	導水管(合流汚水)は既設管(DIPφ600)へ接続とあります。開示資料「平成29年度_第110工区_東部浄化センター流入渠工事20240208」に記載のとおり、接続用のバルブは設置済という認識で宜しいでしょうか。	接続用のバルブは設置しておりません。
32	43	4	2	1	2)	本施設として確保すべき機能	「本ポンプ場は合流を含むため、雨天時の流入変動や～」とあります。想定される流入変動に関する資料は開示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	開示資料において提示済みですのでご確認ください。
33	43	4	2	1	5)	本施設として確保すべき機能	放流渠等の損失水頭に用いる計画雨水量は、P.40の表4.3及び図4.3の【全体計画(将来)】における計画雨水量は考慮しなくて良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	43	4	2	1	6)	本施設として確保すべき機能	「なお、エンジンポンプを無人で運転する場合の条件などについて、所轄消防署と協議し確認する事。」とありますが、提案図書提出前に所轄消防署との協議を進めてもよろしいでしょうか。	協議を進めて頂いて問題ありません。
35	43	4	2	1	9)	本施設として確保すべき機能	令和6年4月4日公表の要求水準書(案)に関する質問等の回答No.56において、「工事期間中において施設機能を維持するための計画をおこなうにあたり、取水期の施工条件等、特別な施工条件は募集要項時に示します。」とご回答いただいておりますが、募集要項に記載がございません。施工条件は特にないと解釈してよろしいでしょうか。	開示資料において提示済みですのでご確認ください。
36	44	4	2	1	12)	表 4.7 過年度実施設計図書	表中に「R5年度 芝中ポンプ場PPP・PFI発注支援業務」の記載がありませんが、当該図書も過年度実施設計図書の扱いでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	44	4	2	1	13)	本施設として確保すべき機能	「・・・地下埋設物調査は実施時から年数が経過しているため、現況と相違している可能性があることに留意すること」とありますが、参考資料にも明示がなく、事業実施後に提案時には想定できない地下埋設物が出てきた場合、その地下埋設物への対応に要する費用については、金額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	施工時までの事前確認・調査等において把握できないものについては、ご理解のとおりです。
38	45	4	2	1	14)	本施設として確保すべき機能	参考資料の調査結果を基に提案金額を提示し、事業実施後の調査により参考資料と実際とが異なり、数量増(対策費用増)が生じた場合には、金額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	No.37の回答をご参照ください。
39	45	4	2	1	14)	本施設として確保すべき機能	アスベスト調査未実施である、汚泥ポンプ室、処理水再利用施設、塩素混和池(上屋)について、本事業でアスベスト調査の実施は必要でしょうか。必要な場合、調査費用は上限額に含まれているでしょうか。	アスベスト調査の実施は必要です。調査費用は上限額に含まれています。

③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
40	45	4	2	1	14)	本施設として確保すべき機能	汚泥ポンプ室、処理水再利用施設、塩素混和池（上屋）はアスベスト調査が未実施のため、これらの施設のアスベスト対策費は上限額には含まれていないと考えます。調査結果により、これらの施設のアスベスト対策が必要となった場合には、金額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、アスベスト対策費については、提案時には、見込まないものとします。
41	45	4	2	2	2)	津波及び浸水	本市の耐水化計画は、高潮による浸水想定を考慮せず、流入管から浸水のみを考慮することとしている。と記載がございますが、公表資料の「平成22年度 宇部市芝中ポンプ場再構築基本他実施設計・計画設計業務委託」報告書土木編では、東部浄化センターは管理棟の浸水実績から浸水レベルをCDL+6.5m(設計GL=CDL+6.0m)と設定している経緯があります。要求水準書の通り計画地盤高CDL+6.0mまでの浸水と考えてよろしいでしょうか。	東部浄化センター内の施設（本ポンプ場、洗砂設備）は浸水レベルをCDL+6.5mとして計画してください。なお、これに伴い要求水準書を修正します。
42	45	4	2	2	2)	津波及び浸水	「平成22年度 宇部市芝中ポンプ場再構築基本他実施設計・計画設計業務委託」報告書建築編では、「芝中ポンプ場の1階床レベルは、高潮の影響により管理棟の1階床レベル（CDL+6.5m）まで達した経緯があることから、CDL+6.5m以上とする。」と記載がありますが、芝中ポンプ場は管理棟はなく、東部浄化センターと誤記と認識してよろしいでしょうか。 また、芝中ポンプ場が浸水した実績あればご教示願います。	前段について、平成22年度・・・報告書建築編における「芝中ポンプ場」は東部浄化センター内に設置する新ポンプ場を示しています。 後段について、芝中ポンプ場の浸水実績はありません。
43	46	4	2	4	1)	現場事務所等	現場事務所、作業員詰所、機材置場等を、東部浄化センター内及び芝中ポンプ場内に設置することは可能でしょうか。 また可能な場合、用地は無償で貸与いただけますでしょうか。	東部浄化センター内及び芝中ポンプ場内の用地について、無償貸与は可能です。貸与する範囲は、市と協議により、施設の運転・管理に支障が無い範囲とします。
44	47	4	3	1	4)	土壤汚染調査	事業者による土壤汚染調査の結果、対策が必要となり事業者の対策を実施する場合には、金額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	49	4	4	1	3)	維持管理車両と工事車両の場内導線別紙1	1,2系最初沈殿池の撤去及び新設合流・分流汚泥ポンプ場の施工時に、管理棟と挟まれた道路は通行止めが可能かご教示願います。	通行止めは可能ですが、規制範囲、期間については、事前に協議をお願いします。
46	49	4	4	1	3)	維持管理車両と工事車両の場内導線別紙1	1,2系最初沈殿池、汚泥ポンプ室の撤去及び新設合流・分流汚泥ポンプ場の施工時に、工作室と挟まれた道路は道路幅員減少又は通行止めが可能かご教示願います。	道路幅員減少は可能です。通行止めは、維持管理上必要な道路のため、協議によります。
47	49	4	4	1	3)	維持管理車両と工事車両の場内導線別紙1	1,2系最初沈殿池と1,2系反応タンクと1,2最終沈殿池と挟まれた道路は、別紙1で維持管理車両の導線で図示されていますが、工事期間中は工事車両との導線分離を目的として、維持管理車両の通行止めは可能なのかご教示願います。	場内道路等で維持管理車両の迂回ルートが確保できれば、通行止めは可能です。
48	51	4	4	3	7)	導水管	「・・・長期停止期間においても導水機能を確保するため、代替え施設等を考慮すること」とありますが、例えば、導水管路の二条化を要求されているということでしょうか。	提案内容となるため、具体的な対策については提示出来ません。

### ③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
49	51	4	4	3	8)	導水管	導水管の布設ルートとして、既設管廊内に配置する場合、維持管理通路としてのスペースが確保できれば配置可能と考えて宜しいでしょうか。	既設管廊内には配置不可です。
50	52	4	4	5		仮設対策	土留壁の検討について、過年度設計業務(H22年度芝中ポンプ場再構築基本他実施設計・計画設計)における「02_基本設計検討書(土木編)」にて、鋼矢板での結果がNGとなっており、連続地中壁(柱列式)での検討を実施しておりますが、芯材の部分的な残置は可と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	52	4	4	6	1)	留意事項	「・・・常時における土木躯体の構造性能を確認し、不足する場合は必要な補強等を行うこと」とありますが、提案時には確認はできず過不足も不明なため、事業実施後の調査確認により不足することが判明した場合には、必要となる補強等の費用については、金額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	開示資料(開示済)の構造計算書(耐震計算書)や図面等から判断し、増設する機器荷重に対して必要な補強を提案してください。なお、事業開始後に既設躯体の強度低下が確認され補強費が増加した場合は、協議によります。
52	52	4	4	6	2)	留意事項	将来の道路拡幅範囲についてご教示願います。また、覆蓋設置高について計画があればご教示願います。	開示資料に図示している「計画道路後退線(境界より10m)」が将来の道路拡幅範囲です。覆蓋設置高については、計画高はないため、現況地盤高とします。
53	53	4	5	1	4)	一般事項	民間企業の敷地内(将来道路拡幅範囲)についてご教示願います。	芝中ポンプ場から幸町交差点までの区間の計画道路拡幅範囲(境界より10m)です。
54	55	4	5	4	3)	分流汚水幹線(芝中ポンプ場内)の切替えについて	「既設分流汚水幹線から合流汚水・雨水ポンプ棟(C棟)への分水施設を設け」とありますが、当該施設は本設構造物で新設管通水後も稼働させる想定でしょうか。	通水開始後、安全性が確認できるまで、稼働することを想定しています。
55	58	4	6	4	2)	平面計画	「倉庫(床面積20㎡程度、空調設備対応可)を設けること。」と記載ございますが、空調設備対応可とは具体的に何を示しているのでしょうか。	空調設備が設置可能な施設にすることを想定しています。
56	58	4	6	4	2)	平面計画	令和6年4月4日公表の要求水準書(案)に関する質問等の回答No.156において、「「将来、本ポンプ場から遠方監視操作を行えるように計画すること」の、時期や内容等は、現時点で未定です。」とご回答頂いておりますが、本ポンプ場監視室の機器配置スペース検討に必要ですので、将来計画の内容をご教示願います。	本ポンプ場と芝中ポンプ場及び八王子ポンプ場が監視できる程度を想定しています。
57	65	4	6	11	8)	雷保護設備	建物高さ20m未満の場合は対象外として宜しいでしょうか。	法令に準じて設置の要否を判断してください。

③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
58	66	4	7	2	1)	(ア) 前提条件	「浸水時においても、ポンプの運転を可能とすること。」と記載ございますが、東部浄化センター既設設備は浸水対策がされているという認識でよろしいでしょうか。	電気棟、5・6系水処理施設は、既往最大ODL+6.4m対応済です。
59	68	4	7	3		(ア) 前提条件	P.67 4.7.2 2) (ア)に「しさの貯留量は大型連休等を考慮して5日分の容量とすること。」と記載ございますが、洗砂設備の沈砂、しさ貯留量についてのご指示はございますでしょうか。	特にありません。
60	68	4	7	3		(イ) 要求性能	「既設洗砂設備への搬入実績及び搬入車両、搬出車両の大きさ（特に沈砂等投入時の車両の状態）を考慮し、」とございます。沈砂等投入時の車両の状態とは具体的に何を指すのでしょうか。	強力吸引車からの荷下ろし時（ダンプアップ）を想定しています。
61	68	4	7	3		(イ) 要求性能	洗砂設備の受け入れ沈砂について、n-ヘキサン抽出物質（油分）の含有量をご教示いただけないでしょうか。	測定実績はありません。
62	68	4	7	3		(イ) 要求性能	洗砂設備で洗浄後の沈砂、しさについて搬出量の実績値をご教示いただけないでしょうか。	開示資料において提示済みですのでご確認ください。
63	69	4	7	3		(イ) 要求性能	次亜塩素素注入設備（貯留タンク、注入ポンプ）の容量及び監視制御方法の検討に必要となる以下についてご教示いただけないでしょうか。 ①使用する次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度（何%か） ②次亜塩素素の注入率（有効塩素として）（最大、最小、平均） ③監視制御装置（東部浄化センター管理棟制御室）から次亜塩素素の注入率の設定や変更、注入量（流量計による計測値）の監視等を行う必要があるかどうか	① 洗浄水の残塩濃度が0.1mg/L以上になること。 ② 洗浄水量による。 ③ 上記提案内容による。
64	69	4	7	4	1)	雨水ポンプ設備	芝中ポンプ場において、既存の地下燃料タンクに貯蔵されている燃料仕様をご教示願います（JIS K 2205の1種1号であるLSA重油でしょうか。）。また、燃料補充時の燃料仕様書などをご提示願います。	1種2号A重油です。
65	70	4	7	4	1)	(エ) その他留意事項	燃料タンク及び燃料ポンプ、その他補機類に関して、既設のタンクや配管から今回用に配管を分岐した場合、分岐以降が保証の対象であり、既設流用（継続使用する既存の）設備については、保証の対象外との理解でよろしいでしょうか。	本事業で実施した事に起因する事象は保証の対象とします。
66	71	4	7	5	1)	(キ) その他	流入水位の異常上昇時、開口部等から防水区画への浸水がないように、開口部及び設備の止水処理を十分行うこと。とあります。新設設備が対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
67	73	4	8	2	1)	(イ) 配電方式	「電気棟の電気室に設置されている高圧遮断器盤 (No.1 ポンプ場盤 E-HP-14 及びNo.2 ポンプ場盤 E-HP-23) より、3φ3W6.6kV_60Hz2 回線で配電する。」と記載ございますが、高圧遮断器盤には遮断器等のフィーダが実装されていないため、高圧遮断器盤機能増設を本事業外として頂けないでしょうか。また、同時に発生すると考える中央からの高圧遮断器盤監視・操作については、東部浄化センターLCD監視制御システムの機能増設と考え、本事業に含まないという認識でよろしいでしょうか。	本事業で実施します。
68	74	4	8	2	1)	(オ) 力率改善	本ポンプ場高圧受電点での力率を 95%以上に改善すること。とあります。現在の力率をご教授下さい。	電力会社検針値は100%です。
69	76	4	8	3	1)	(カ) 力率改善	本ポンプ場高圧受電点での力率を 95%以上に改善すること。とあります。現在の力率をご教授下さい。	電力会社検針値は100%です。
70	77	4	8	3	6)	監視制御設備 (イ) 東部浄化センター (管理棟制御室) にて遠方監視操作を行うものとし、遠方監視制御に必要なシステム構成、監視項目、操作項目について検討すること。なお、将来、本ポンプ場から遠方監視操作を行えるように計画すること。	芝中ポンプ場-東部浄化センター間は、通信事業者による通信網で信号伝送を行う想定でよろしいでしょうか。本事業により、芝中ポンプ場-東部浄化センター間の通信ケーブルは布設しないことよろしいでしょうか。仮に、通信事業者による通信を行う場合、選択する回線はデジタル回線でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。VPN等セキュリティに配慮したものとします。
71	77	4	8	3	4)	負荷設備	負荷設備における(ク)の将来の機器更新とは、図 4.3の【増設・改築(将来)】の時のA棟、B棟の改築を示していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。全体計画時に至るまでの間、電気設備の更新が発生する可能性を考慮して配置等の検討を行ってください。
72	77	4	8	3	6)	監視制御設備	(カ) 将来の更新とは、図 4.3の【全体計画(将来)】の時を示しておりますでしょうか。もしくは、監視制御設備のみの単独更新を示しておりますでしょうか。	【増設・改築(将来)】を示しています。また、監視制御設備のみの単独更新も示しています。
73	77	4	8	3	6)	監視制御設備	「将来、本ポンプ場から遠方監視操作を行えるように計画すること。」と記載ございますが、ポンプ場監視室スペースを検討するにあたり、今回設けるLCD監視制御装置設置以外に必要な既設盤がありましたらご教示願います。	芝中ポンプ場には今回必要な既設盤はありません。
74	77	4	8	3	6)	(イ) 芝中ポンプ場の監視制御設備	今回事業で、東部浄化センター(管理棟制御室)に新設する本ポンプ場(合流・分流汚水ポンプ棟)の監視制御装置にて芝中ポンプ場の遠方監視操作を行うことが要求されています。一方で「なお、将来、本ポンプ場から遠方監視操作を行えるように計画すること」とあります。将来的に、管理棟制御室からではなく、本ポンプ場(=合流・分流汚水ポンプ棟内)から芝中ポンプ場の遠方監視操作を行えるように計画するということでしょうか。	将来的に、管理棟制御室からではなく、本ポンプ場(東部浄化センターに新設予定のポンプ場)から芝中ポンプ場の遠方監視操作を行えるよう計画して下さい。

③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
75	79	4	9	1	2)	性能試験	ポンプ単体の性能は、現地では正確な性能測定ができないため、工場性能試験結果にて保証するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	79	4	9	1	3)	(エ) 試運転及び性能試験における処理水	試運転及び性能試験で使用する処理水は、既設の処理水を無償で提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、使用量（時間当たり、日当たり、試運転期間全体での使用量、等）や使用時間（9時から17時までの8時間のみ使用可、或いは夜間のみ使用可、等）等に制約があれば、ご教示いただけないでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は、使用量等の制約は維持管理状況等により協議とします。
77	79	4	9	1	3)	(エ) 試運転及び性能試験における処理水	試運転及び性能試験で使用する既設処理水の管種、口径、使用可能流量（●●m <sup>3</sup> /分）、取り出し（分岐）可能位置（平断面図）を、ご教示いただけないでしょうか。	図示します。 なお、使用水量については、維持管理上、支障のない範囲とします。
78	79	4	9	1	3)	(コ) 水張試験	水張試験に伴う水は御支給いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	79	4	9	1	3)	(コ) 水張試験用水	水張試験用水は、既設の処理水を無償で提供いただけるとの理解で宜しいでしょうか。 また、使用量（時間当たり、日当たり、試運転期間全体での使用量、等）や使用時間（9時から17時までの8時間のみ使用可、或いは夜間のみ使用可、等）等に制約があれば、ご教示いただけないでしょうか。	No. 75の回答を参照してください。
80	79	4	9	1	3)	(コ) 水張試験	水張試験が必要な箇所はRC造の水槽部と判断して良いかご教示願います。	水密性の確認が必要な箇所でも含みます。
81	81	4	10			既存施設撤去に関する要件	既存施設撤去工事は撤去設計が承諾され次第、開始できると考えてよいでしょうか。（新設する設備の基本・詳細設計の承諾前に着工してもよろしいでしょうか。）	新設工事と撤去工事の関連性がなく、かつ処理場、ポンプ場の運転管理に支障がない部分であれば、市の承諾により撤去は可能と考えます。
82	81	4	10	1	10)	既存施設撤去に関する要件	「処理場内の雑排水（約60m <sup>3</sup> /日）を汚泥濃縮槽へ送水している」とありますが、処理場内の雑排水の最大時間流量、夾雑物の有無および汚泥ポンプ室（濃縮槽投入汚泥ポンプ井）への流入方法（配管など）をご教示いただけないでしょうか	汚泥ポンプ室へ流入しているのは管理棟及び工作室からの雑排水（夾雑物を含む。最大時間流量は不明）です。管理棟及び工作室から地下埋設管にて自然流下で汚泥ポンプ室へ流入しています。
83	81	4	10	1	10)	既存施設撤去に関する要件	「処理場内の雑排水（約60m <sup>3</sup> /日）を汚泥濃縮槽へ送水している」とありますが、処理場内の雑排水を汚泥ポンプ室から他の場所（ex. 仮設する水槽等）に地上部から切替できるという理解でよろしいでしょうか。	汚泥ポンプ室への流入管は地下埋設管で、切替できる設備（弁類）はありません。

③「要求水準書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
84	81	4	10	1	10)	既存施設撤去に関する要件	「処理場内の雑排水（約60m <sup>3</sup> /日）を汚泥濃縮槽へ送水している」とありますが、送水先の汚泥濃縮槽は隣接したNo. 1汚泥濃縮槽を指すという理解でよろしいでしょうか。	No. 2汚泥濃縮槽へ送水しています。（No. 1汚泥濃縮槽は撤去済みです）
85	81	4	10	3		既存施設撤去	令和6年4月4日公表の要求水準書(案)に関する質問等の回答No. 169において、「別工事で中央監視室のグラパネ撤去」と記載がございますが、東部浄化センター管理棟2階中央監視室における下記設備全てが対象と考えてよろしいでしょうか。 <GP-1>受配電設備監視盤 <GP-2-1, 2>水処理設備監視盤 <GP-3-1, 2>汚泥処理設備監視盤 <CP-1>受配電設備操作盤 <CP-2>水処理設備操作盤 <CP-3>汚泥処理設備操作盤	左記の盤及び計装盤が対象となります。
86	82	4	10	3	5)	ダイオキシン類濃度及び重金属類の測定・分析	測定・分析範囲をご教示願います。	今回工事範囲において応募者で判断願います。
87	83	4	10	4	5)	仮設物	令和6年4月4日公表の要求水準書(案)に関する質問等の回答No. 173において、「養生が必要となる作業区域は募集要項等に示します。」とご回答頂いておりますが、募集要項に記載がございません。養生が必要となる作業区域をご教示願います。	はつりや解体撤去作業等により既存設備へ粉塵等の影響が想定される場合は、養生を行ってください。
88	83	4	10	4	6)	(オ) 現場事務所	東部浄化センター内の敷地内に事務所の設置が可能との質疑回答がありましたが、別途工事で解体予定の1, 2系反応タンク及び1, 2最終沈殿池の跡地は現場事務所、倉庫、資材置場、残土仮置場として利用できるかと判断して良いでしょうか。 場内で貸して頂ける範囲を図面にてご教示願います。	ご理解のとおりです。別途、図示します。
89	85	4	10	7	1)	(エ) 有価物の仮置場	場内の仮置場をご教示願います。	別途、図示します。
90	88	5				別紙1 施設計画全体図	P. 88の5章別紙、別紙1 施設計画全体図に図が明示されていないので、図を、ご提示いただけないでしょうか。	提示します。（前回公表図面と変更ありません）

④「建設工事請負契約書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	3	第1		4		総則	「建設工事請負契約書(案)」第1条第4項に「なお、この秘密保持義務は、終了事由の如何を問わず、本契約終了後もなお効力を有するものとする。」とありますが、秘密保持に関する有効期間の終期はいつまでとなるのでしょうか。	特に終期は定めておりません。
2	4	第2		1		関連工事の調整	第三者の施工する他の工事で施工上密接に関連する工事は何か予定されているでしょうか。芝中ポンプ場再構築事業 要求水準書(案)に関する質問No. 27にて、募集要項等に示します。という回答がありましたが記載がなかったため、確認です。	要求水準書(案) No. 7の回答をご参照ください。
3	4	第3		1		請負代金内訳書及び工程表	「受注者は、本契約を締結した日から5日以内に募集要項等に基づいて～、発注者に提出しなければならない。」とありますが、提出の期限を5営業日以内へと変更いただけないでしょうか。また、その他の提出期限についても、同様に「○営業日以内」へとご変更いただけないでしょうか。	「5営業日以内」に変更します。
4	7	第7		5		詳細設計	「受注者の責めに帰すべき事由による設計変更により本設計又は本工事が遅延した場合は、受注者が損害・費用を負担するものとする。」とありますが、それ以外の事由による遅延は発注者が損害・費用を負担するものという理解でよろしいでしょうか。	本条文は、受注者の責めに帰すべき事由による設計変更により本設計又は本工事が遅延した場合に、受注者がその損害・費用を負担することを定めたのみです。
5	7	第8		1		募集要項等、本件提案又は設計図書の変更	受注後の事前調査において判明した事由により、ご提案時の内容から設計変更が必要になった場合は、追加設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。また、追加設計変更に伴う追加費用は負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。提案前の現地調査が両機場合合わせて半日1回だった場合は、追加設計変更が発生する可能性がございます。	基本的には追加設計変更対象としますが、提案内容によっては、費用負担を含め協議事項となります。
6	7	第8		3		募集要項等、本件提案又は設計図書の変更	「協議開始から60日以内に整わない場合には」と記載ございますが、事前に十分な協議が実施される認識でよろしいでしょうか。また、十分な協議が実施されても整わない場合は、60日を超えて協議を実施していただけますでしょうか。	契約書の各条項に従い対応いたします。
7	9	第12		1		一括委任又は一括下請負の禁止	「受注者は、工事等の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事等を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とありますが、「他の部分から独立してその機能を発揮する工作物」とは具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。	受注者から提示されたものについて協議した上で判断致します。
8	9	第13	2	1		下請負人等の選定	本項内にある「前2項に従い」とあるのは「前2条に従い」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

④「建設工事請負契約書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
9	9	第13	2	1		下請負人等の選定	「前2項」に該当する条項が見当たりませんのでご教授下さい。	No. 8の回答を参照してください。
10	10	第14		1		著作権の譲渡等	要求水準書(案) 3.3.1 7)尚書きでは設計図書等の著作権は事業者に帰属し、使用権が貴市に移譲すると規定されておりますが、これに対して本第14条第1項で定めている工事目的物等には設計図書等も含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	10	第14		2		著作権の譲渡等	令和5年12月26日公表の「実施方針(素案)に関する質問等の回答」No. 52において、提案書類に関して「公表する場合は、事前に応募者に確認した上で応募者が了承した範囲のみ公表できる。」とご回答いただいております。「当該工事目的物の内容」は提案書類に該当するかと存じますので、本条項も「公表する場合は、事前に受注者に確認した上で受注者が了承した範囲のみ公表できる」と変更していただけますでしょうか。	変更することは考えておりません。
12	11	第15		2		著作権侵害の防止	第14条第4項により発注者が改変した工事目的物等が第三者の著作権を侵害した場合は、本第15条第2項の定めにかかわらず、発注者が第三者への賠償又は必要な措置を講ずるという理解でよろしいでしょうか。	発注者の改変のみが原因である場合は、ご理解のとおりです。
13	11	第17		1		秘密保持義務	事業者も守秘義務契約を締結したアドバイザー(法律事務所、会計事務所等)に情報を開示する必要があり、その度に発注者の承諾を得ることは現実的ではないため、事業者が守秘義務契約を締結したアドバイザー(法律事務所、会計事務所等)に開示する場合も例外に含めていただけますようお願いいたします。	第17条第3項は、相手方の承諾を要することなく事前の通知で足りる場合を規定しているところ、第(1)号及び第(3)号をご確認ください。
14	14	第21		1		地元関係者との交渉等	「地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。」と記載ございますが、要求水準書3.3.2 「建設業務 12) 近隣対策」では「事業者(受注者)が必要に応じて周辺施設への工事説明等を行うこと。」と記載ございます。(総則)第1条において本契約書が最優先となっておりますので、地元関係者との交渉等とは、発注者が行っていただける認識でよろしいでしょうか。	基本的には、事業に関する内容は市、工事に関する内容は事業者と考えます。
15	18	第30		1		工事等の中止	発注者から受注者に対して工事の中止を求めることはできるのですが、受注者から発注者に対して工事の全部又は一部を一時中止する請求はできるのでしょうか。	特にそのような規定はございませんが、第30条第1項は適切に行使されることを想定しております。
16	19	第33		1		工期の変更方法	工期の変更について、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	契約書の各条項に従い対応いたします。

④「建設工事請負契約書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
17	19	第33		1		工期の変更方法	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識でよろしいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
18	19	第34		1		請負代金額の変更方法等	請負代金額の変更について、14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
19	19	第34		1.3		請負代金額の変更方法等	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識でよろしいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
20	19	第34		3		請負代金額の変更方法等	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」と記載ございますが、事前に十分な協議が実施される認識でよろしいでしょうか。また、十分な協議が実施されても整わない場合は、14日を超えて協議を実施していただけますでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
21	20	第35				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価変動（スライド）については、内閣府発行PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）にもあるとおり、対象業務・費目と連動した指数を考慮いただき、機械設備・電気設備における機器費等の反映も受注者と協議頂けるとの理解で良いでしょうか。	機器費については、材料や燃料等の価格変動に必ずしも連動しないと考えられるため、機器費のインフレスライドに関するルールの明確化は難しいと考えています。
22	20	第35		1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	基準日が「本契約を締結した日」となっておりますが、提案書提出日から本契約締結日まで約3ヶ月あり、この期間での物価上昇リスクがございます。そのため、基準日を提案書類提出の締切日である「令和7年1月8日」としていただけないでしょうか。	変更することは考えておりません。
23	20	第35		1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	昨今の物価変動を考えると、この契約を締結した日から12月以内であっても、請負代金額の変更について協議させていただきませんかでしょうか。	変更することは考えておりません。
24	20	第35		1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価スライド条項適用の起算日が「本契約を締結した日」とされておりますが、提案書提出日から契約まで約3か月あり、その間のコスト上昇リスクは事業者が全面的に負うこととなります。この間にも物価上昇が生じる恐れがありますので起算日を「提案書提出日」としていただけないでしょうか。	No. 22の回答をご参照ください。

④「建設工事請負契約書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
25	20	第35		3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	貴市が想定する協議に用いる物価指数等について、ご教示いただけないでしょうか。	積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数の基本とします。
26	20	第35		3		賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」と記載ございますが、事前に十分な協議が実施される認識でよろしいでしょうか。また、十分な協議が実施されても整わない場合は、14日を超えて協議を実施していただけますでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
27	20	第35		3.7		賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	協議が整わない場合と有りますが、事前に十分な協議が行われているという認識で宜しいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
28	20	第35		3.7		(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識でよろしいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
29	20	第35		7		賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」と記載ございますが、事前に十分な協議が実施される認識でよろしいでしょうか。また、十分な協議が実施されても整わない場合は、14日を超えて協議を実施していただけますでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
30	21	第39		1	別紙5	不可抗力による損害	不可抗力による損害及び当該損害の取り片付けに要する費用は請負代金額の1%相当額までは受注者が負担とありますが、今回事業規模を踏まえると負担が大きすぎますので再検討いただけないでしょうか。	変更することは考えておりません。
31	21	第39		1	別紙5	不可抗力による損害	不可抗力の具体例の中に、「感染症の流行」を追記して頂くことは可能でしょうか。現在は落ちておりますが、また今後新たな感染症の流行が起らないとは限らないため、不可抗力としていただきたく、よろしくお願いたします。	原案のとおりとします。「感染症の流行」の個別具体的な事象に即して判断します。
32	22	第40		1		請負代金の変更に代える設計図書並びに募集要項等及び本件提案の変更	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」と記載ございますが、事前に十分な協議が実施される認識でよろしいでしょうか。また、十分な協議が実施されても整わない場合は、14日を超えて協議を実施していただけますでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
33	22	第40		1		請負代金の変更に代える設計図書並びに募集要項等及び本件提案の変更	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識でよろしいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。

④「建設工事請負契約書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
34	23	第42		3		工事の完成検査及び引渡し	前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。とありますが、たとえ検査し問題がなかった場合でも、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担となるのでしょうか。	検査が行われる場合は、工事の完成が疑われる場合ですので、検査の結果にかかわらず、受注者の費用負担にて検査及び復旧していただくこととなります。
35	23	第44				所有権の帰属	施工の対象である工事目的物の所有権が原始的に発注者に帰属すると受注者の報酬請求権の確保が出来ないため、引き渡しをもって所有権が移転するものとしていただけないでしょうか。また、受注者が留置権等の権利を失ってしまう事にもなると考えます。 上記の理由から、第44条第1項及び第2項は、条項削除をご検討いただけないでしょうか。	変更することは考えておりません。市の意向に基づいた工事目的物かつ、市の対価（前払金）により購入した資材等によって作られた工事目的物であると考えます。
36	23	第44		1		所有権の帰属	「工事目的物を含む本施設の所有権は、原始的に発注者に帰属する」とありますが、目的物の引渡しと同時に所有権が発注者に移転とするのが一般的と思われます。「工事目的物の所有権は、第42条に基づく引渡しにより発注者に帰属する」等に変更いただけないでしょうか。	No. 35の回答をご参照ください。
37	27	第50		7		部分払	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識でよろしいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
38	28	第51		2		部分引渡し	「ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。」とありますが、事前に十分な協議が行われているという認識でよろしいでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
39	28	第52				債務負担行為に係る契約の特則	支払限度額及び出来高予定額について、受注者による提案を採用頂けるという理解でよろしいでしょうか。	市が指定する年度あたりの上限額の範囲内であれば、年度の出来高については受注者提案によるものとします。
40	28	第52				債務負担行為に係る契約の特則	各年度に対応する支払限度額の上限をご教示願います。	「市が指定する年度あたりの上限額」については参加資格審査結果の通知日以降に示す予定です。

④「建設工事請負契約書(案)」に関する質問書

No	見出し符号				項目名	内容	回答
	頁	章	節	項 目			
41	31	第58		1	履行遅滞の場合における損害金等	工事遅延に対する損害金の支払について、第58条第2項に記載以外の損害金は発生しない認識でよろしいでしょうか。	実施方針「別紙1リスク分担に関する基本的な考え方」によるものとします。市の事由によるものが、市の負担となります。
42	35	第65		1	受注者の催告による解除権	発注者が本契約に基づく支払い等の義務の履行を大幅に遅滞している場合には、受注者としては業務を続けることは出来かねますので、一般的な例に倣い、本条項の他に「発注者がこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、受注者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合」にも受注者の解除権が発生するよう規定をお願い申し上げます。	第65条により判断する内容と考えます。
43	35	第65		1	受注者の催告による解除権	「ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。」とありますが、「本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」との判断は双方の合意によってなされるという認識でよろしいでしょうか。	協議を否定するものではありませんが、発注者にて適切に判断します。
44	37	第69		1	発注者の損害賠償請求等	発注者は、本契約に別途規定するほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。とありますが、受注者とは建設等JVの構成員のうち1社でも各項目に該当すれば、連帯して責任を負うという理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
45	39	第72		1	契約不適合責任期間等	本項における契約不適合責任期間は要求水準書(案)3.4.3における保証期間と同じ期間となっているが、別途、要求水準書(案)3.4.1で異なる期間を契約不適合責任期間として設定した理由を、ご教示いただけないでしょうか。	下水道施設の耐震性や耐水性等、常時において確認できないものがあるため、責任期間を長く設定しています。
46	39	第72			契約不適合責任期間等	(総則)第1条において本契約書が最優先となっておりますが、本条項では、「ただし、募集要項等で別途規程する場合は同規定に従う」と記載ございます。つまり、「契約不適合責任期間等」については、要求水準書3.4.1「契約不適合 2) 施工の契約不適合」が優先されるという認識でよろしいでしょうか。その場合、要求水準書では、「引渡しを受けた日から5年」となっておりますが、契約書第72条に記載の通り「引渡しを受けた日から2年。」としていただけないでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、変更することは考えておりません。
47	41	78		1	契約の費用	こちらの条項でいう負担しなければならない費用とは、契約の締結に必要な印紙代やその他郵送等に係る費用という認識でよろしいでしょうか。	ご記載の事項は該当するものと存じますが、これらに限られるものではありません。

④「建設工事請負契約書(案)」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
48	41	79		2		補則	「本契約に定めのない事項については、宇部市財務規則によるものとし」とありますが、規則のどの事項が対象になるかご教授下さい。	本契約に定めのない事項は、別異に解すべき場合でない限り、基本的に全てが適用対象となります。
49	45	別紙3		2	A	請負代金の変更	基準日は「請負代金の額の変更の協議を請求した日」ではなく、提案書類提出の締切日である「令和7年1月8日」としていただけないでしょうか。	No. 22の回答をご参照ください。
50	47	別紙5		1	(3)	【別紙5】不可抗力による費用負担	本契約における「不可抗力」の中には、疫病の流行や、それらに対する政府指示などの間接的なものも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	具体的状況に応じ、個別具体的に解釈されます。

⑤「提出書類記載要領及び様式集」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	第2	1			第2 提出書類記載要領 1一般事項	提出書類は、両面・片面の指定はございませんでしょうか。	指定はありませんが、提案書は片面を希望します。添付資料は両面とします。
2	4	第2	4	(1)	表4.1	事業実施方針及び実施体制・実績に関する書類様式(様式Ⅰ)	(様式Ⅰ-4-2)別添1 建設業務担当予定従業者の資格・経験としてA4版各2枚以内との記載がございますが、この「各」とは「各工種毎」との理解でよろしいでしょうか。	各工種の担当者毎です。
3	4	第2	4	(1)	表4.1	提案書類の様式	「A4版又はA3版3枚」等の表記がございますが、「A4版×3枚」又は「A3版×3枚」のどちらを採用しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	4	第2	4	(1)	表4.1	提案書類の様式	「A4版2枚」を「A3版×1枚」と読み替えて、ご提案してもよろしいでしょうか。	不可とします。
5	4	第2	4	(2)	①	技術提案書作成に当たっての留意事項	A4版は片面印刷あるいは両面印刷のいずれでも構わないでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
6	4	第2	4	(2)	②	表4.2技術提案書様式(様式Ⅱ)	Ⅱ-1-2など、枚数制限にA4版、A3版が混在しているものについては、A3版はA4版2枚相当として考えて宜しいでしょうか。 (A3版2枚以内=A4版4枚以内)	No.4の回答をご参照ください。
7	6	第1	4	(2)		技術提案書(様式Ⅱ、様式Ⅲ)	枚数制限の欄に「A4版又はA3版」と記載がある様式について、A3版で提出する際の余白等レイアウトの指定はございますでしょうか？	指定はありません。
8	6	第1	4	(2)		技術提案書(様式Ⅱ、様式Ⅲ)	各様式の欄外左下に「※A4版又はA3版：2枚以内(様式Ⅱ-1-2の場合)」の記載がありますが、提出時にも「※A4版又はA3版：2枚以内」の表記は必要でしょうか？	不要です
9	10	第2	4	(4)	③	図面製本方法、提出部数	「上記の施設計画図面をA3版で作成し、A4に観音製本し、提出すること。」と記載がございますが、2頁第2章3節の中段に【製本部数】として「・正本(1部)：袋綴じ製本とし、契印を押しすること。」となっております。このため、「上記の施設計画図面をA3版で作成し、A4に観音製本または、A4サイズに折込み、袋綴じ製本とし、契印を押ししたA4版とし、提出すること。」としていただけないでしょうか。	施設計画図面は観音製本としてください。
10		第3	I	4	2	(様式Ⅰ-4-2)建設業務担当予定従業者の資格・経験	(様式Ⅰ-4-2)の網掛け部は、「各業務実施体制と建設業務担当予定従業者の資格・経験」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	網掛け部は、設問の代表的な内容を記載しておりますので、具体的には本文の設問に対して提案を記載して下さい。
11		第3	I	4	2	(様式Ⅰ-4-2)別添1建設業務担当予定従業者の資格・経験	業務に従事する各工種の主任技術者または監理技術者を複数候補あがる場合には全ての候補者について別添1を作成することとあり、また別添1の表の欄外にはA4版2枚以内との制約がございますが、候補を3人以上あがる場合には3枚以上としてよろしいでしょうか。	担当者毎に2枚以内とします。

⑤「提出書類記載要領及び様式集」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
12	第3	I	3	1	(様式 I-3-1、I-3-2、I-3-3、I-3-4) 応募者の実績	設計企業、建設（土木建築、機械工事、電気工事）企業においてそれぞれ枚数に制限があるため、業務件名及び工事件名、発注者名について枠内に記載しきれない場合には、正式名称ではなくても、名称を一部省略した記載（内容が分かる範囲で）でも構わないでしょうか。	構いません。	
13	第3	I	3	1	(様式 I-3-1、I-3-2、I-3-3、I-3-4) 応募者の実績	応募者（企業）の実績の評価に関して、評価基準（それぞれ記載業務及び工事の件数、施設/設備規模、契約金額等の何が評価されるのか）について、ご教示いただけないでしょうか。	評価の具体的な内容については、お答えできません。	
14	第3	I	3	3	(様式 I-3-3) 建設（機械工事）企業の実績	建設（機械工事）企業の実績にかかわる証票（契約書、仕様書の写し等）について、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のコリンズに登録された工事実績情報を提出する場合は、契約書写しは不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
15	第3	I	3	3	(様式 I-3-3) 建設（機械工事）企業の実績	建設（機械工事）企業の実績に該当する平成20年度以降の以下の施工実績とありますが、施工実績とは「竣工済み」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
16	第3	I	3	3	建設（機械工事）企業の実績の評価方法	評価方法は、5～1件の実績数に応じて、4段階評価ではなく5段階評価（配点×1.0、0.8、0.6、0.4、0.2）になりますでしょうか。	No. 13の回答をご参照ください。	
17	第3	I	3	3	建設（機械工事）企業の実績の受注形態	仕様書発注での受注よりも、DB・DB0での受注実績の方が評価点が加点されることはありますでしょうか。	No. 13の回答をご参照ください。	
18	第3	I	4	1	(様式 I-4-1) 設計業務担当予定従業者の資格・経験	管理技術者及び照査技術者の実績要件（設計業務）については、それぞれ管理技術者及び照査技術者としての実績でなくても構わない（評価に影響しない）との理解でよろしいでしょうか。	No. 13の回答をご参照ください。	
19	第3	I	4	1	(様式 I-4-1) 設計業務担当予定従業者の資格・経験 (様式 I-4-2) 建設業務担当予定従業者の資格・経験	技術者を複数候補あげた場合は、最も評価が高くなる技術者をもって評価が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 13の回答をご参照ください。	
20	第3	I	4	1	(様式 I-4-1) 別添 1 設計業務担当予定従業者の資格・経験 (様式 I-4-2) 別添 1 建設業務担当予定従業者の資格・経験	設計及び建設担当予定従業者の実績の評価に関して、評価基準（それぞれ記載業務及び工事の件数、施設/設備規模、契約金額等の何が評価されるのか）について、ご教示いただけないでしょうか。	No. 13の回答をご参照ください。	
21	第3	I	4	1	(様式 I-4-1) 別添 1 設計業務担当予定従業者の資格・経験 (様式 I-4-2) 別添 1 建設業務担当予定従業者の資格・経験	様式 I-4-1 別添 1は3枚以内、様式 I-4-2 別添 1は2枚以内とありますが、記載する担当者毎の枚数との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

⑤「提出書類記載要領及び様式集」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
22		第3	I	4	2	(様式Ⅰ-4-2) 別添1 建設業務担当予定従業者の資格・経験	技術提案書の提出から、事業者選定後に実際に建設業務の担当従業者（例えば、機械器具設置工事の監理技術者（現場施工期間））が現入するまでには数年あることから、提案書に記載した技術者と同等の実績を有する技術者である場合には、提案書とは別の技術者を配置することを認めていただけないでしょうか。	原則、変更できません。候補者が複数名の場合は、提案書提出時点で全員分を提示して下さい。
23		第3	I	5		リスク管理に関する提案	「リスク管理計画について、裏づけとなる各種検討資料やデータ等がある場合には」と記載がございますが、具体的にどのようなものをイメージされておりますでしょうか。	提案内容に関する部分となりますので、回答しかねます。
24		第3	II	2	1	様式Ⅱ-2-1 ④雨天時対策（分流式下水道の雨天時増水対策を含む）	「第70-A工区 芝中ポンプ場PPP/PFI発注支援業務委託（分流汚水幹線雨天時増水対策検討書）令和6年2月」P11【芝中ポンプ場再構築後の運転方法（案3）】では、「神原系統の分流汚水の雨天時汚水は芝中ポンプ場内において合流管へ分水させ、…雨水ポンプにて放流する。」と記載があります。当該運転については、非常時（大雨等）の運転であり、合流改善計画の対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25		第3	II	2	1	様式Ⅱ-2-1 ④雨天時対策（分流式下水道の雨天時増水対策を含む）	「第70-A工区 芝中ポンプ場PPP/PFI発注支援業務委託（分流汚水幹線雨天時増水対策検討書）令和6年2月」P12【雨天時放流汚水の汚濁負荷について】では、「再構築後の合流汚水、分流汚水の放流比率は現況よりも合流汚水の割合が大きくなるため、放流される汚濁負荷量（総量）は減少する…」と記載がありますが、合流改善計画上は、現況よりも合流汚水の放流割合が大きくなることで、放流しても問題ない、と認識でよろしいでしょうか。もしくは、非常時（大雨等）の運転であり、合流改善計画の対象外という認識でよろしいでしょうか。	非常時の運転であり、合流改善計画の対象外と考えてください。
26		第3	II	2	1	様式Ⅱ-2-1 ④雨天時対策（分流式下水道の雨天時増水対策を含む）	「第70-A工区 芝中ポンプ場PPP/PFI発注支援業務委託（分流汚水幹線雨天時増水対策検討書）令和6年2月」P11【芝中ポンプ場再構築後の運転方法（案3）】では、「神原系統の分流汚水の雨天時汚水は芝中ポンプ場内において合流管へ分水させる。」と記載がありますが、分流汚水φ900を切替時に使用する分水施設によって、芝中ポンプ場の合流ポンプ棟（C棟）の流入渠に接続するものと認識してよろしいでしょうか。 合流ポンプ棟（C棟）は本事業終了後に撤去予定であり、上記の場合、流入渠は撤去しない認識でよろしいでしょうか。もしくは、上記分水施設とは別に分流汚水系統と合流系統をつなぐ分水施設を築造することを想定してよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご理解のとおりです。（流入管は通水開始後、安全性が確認できるまで撤去しない）
27		第3	II	2	1	様式Ⅱ-2-1 ④雨天時対策（分流式下水道の雨天時増水対策を含む）	「第70-A工区 芝中ポンプ場PPP/PFI発注支援業務委託（分流汚水幹線雨天時増水対策検討書）令和6年2月」P11【芝中ポンプ場再構築後の運転方法（案3）】では、「既設汚水幹線（φ1650、幸町交差点から芝中ポンプ場）から芝中ポンプ場へ流入させ、さらに合流管を経由して、…」と記載がありますが、既設汚水幹線は芝中ポンプ場の分流汚水ポンプ（D棟）に接続されています。そのため、再構築後の雨天時増水量への対応として、既設汚水幹線φ1650を流下する雨天時汚水はD棟の流入渠を経由して、D棟とC棟をつないでいるバイパス管を経由して合流管へ流下する認識でよろしいでしょうか。 その場合、分流汚水ポンプ棟（D棟）は本事業終了後に撤去予定ではありますが、D棟流入渠及びD棟とC棟をつなぐバイパス管は撤去しない認識でよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、ご理解のとおりです。

⑤「提出書類記載要領及び様式集」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
28		第3	Ⅱ	2	5	様式集（Ⅱ-2-5） 汚水ポンプ場及び洗砂設備 土木施設	(1) ⑦構造物の耐用年数が提案内容に記載がありますが、標準耐用年数の指定はありますでしょうか。	標準耐用年数の指定はありません。
29		第3	Ⅱ	2	19	様式集（Ⅱ-2-19） 雨水越流堰（土木施設）及び合流雨水ポンプ場（A棟）既設土木構造（検討及び補強）	(3)に「L1,L2地震に対する耐震性能確認および将来補強案」とありますが、本事業の対象は常時における補強までとし、将来必要となる補強案をお示しすれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30		第3	Ⅲ	2	別添1	(様式Ⅲ-2：別添1) 見積金額内訳書（建設工事等請負代金）	枠外の注釈（※）の3つ目に「算定根拠は可能な範囲で具体的に記載すること。なお、別紙を用いて説明する場合は任意とする」とあります。このことは、片括弧の工事費目（例えば、2.合流・分流汚水ポンプ棟であれば、1)土木工事、2)建築工事、3)機械設備工事、4)電気設備工事）それぞれの工事費内訳を別紙にて添付する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、「別紙にて添付する必要がある」のではなく、可能な範囲で示して頂ければ結構です。
31		第3	Ⅰ	3	2	応募者の実績 建設（土木建築）企業の実績	1)公共下水道、流域下水道における揚水能力18m3/分以上の汚水ポンプ場施設に係る本堤工事の実績とありますが、排水機場や雨水ポンプ場施設での実績は認めていただけませんかでしょうか。	公共工事の場合は認めます。
32		第3	Ⅰ	4	2	(5) 各業務実施体制と業務担当者の実績	建設業務担当予定従業者の資格・経歴について、配置予定技術者の実績期間は不問という認識でよろしいでしょうか。設計業務の配置予定技術者の実績期間は平成20年度以降と記載がありましたので、期間の確認です。	ご理解のとおりです。
33		第3	Ⅰ	4	2	(5) 各業務実施体制と業務担当者の実績	配置予定技術者の実績要件として、（土木、建築工事）は・ポンプ場施設（マンホールポンプ場を除く）に係る本体工事の施工実績。とありますが、ポンプ場内の水槽等の改築工事や増設工事等は実績としていただけますか。	実績とはいたしません。
34		第3	Ⅰ	4	2	(7) 各業務実施体制と業務担当者の実績	業務に従事する各工種の主任技術者または監理技術者を複数候補上げる場合には、とありますが、最大何名まで申請可能でしょうか。	制限はありません。
35		第3	4			(様式4)参加表明書、(様式5)参加資格確認書、(様式6)建設等JV構成員一覧表、(様式7)委任状	(様式4)参加表明書、(様式5)参加資格確認書、(様式6)建設等JV構成員一覧表、(様式7)委任状Word版のホームページでの掲示はございますでしょうか。	ホームページで掲示しています。
36		第3	5			参加資格要件の確認に必要な書類等	印鑑証明書、法人登録簿本については、原本の提出が必要でしょうか。	正本は原本、副本はコピー可とします。

⑤「提出書類記載要領及び様式集」に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
37		第3	5			参加資格要件の確認に必要な書類等	法人登録簿本は現在事項でしょうか、又は履歴事項でしょうか。	どちらでも構いません。
38		第3	5			参加資格要件の確認に必要な書類等	「雇用保険に加入していることを証明する書類」は雇用保険適用事業所設置届事業主 控でよろしいでしょうか。	可とします。また、経営規模等評価結果通知書での証明も可と します。
39		第3	5			参加資格要件の確認に必要な書類等	「会社概要」は企業のパンフレットでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40		第3	5			参加資格要件の確認に必要な書類等	「建設企業の専任技術者を証明する書類」は営業所の専任技術者をまとめた『別紙四 専任技術者一覧』でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41		第3	5			参加資格要件の確認に必要な書類等	「営業経歴書」は「工事経歴書」でもよろしいでしょうか。	工事経歴書と読み替えても結構です。
42	他					データの開示	過去、貴市より配布された資料において、図面等PDF、及びドキュワークスがメイン でしたが、CADで作成されたと思われる図面は、図番等を指定すればCAD図を頂けます か。	可能な範囲で、開示資料において提示します。